

令和2年度原子力規制委員会臨時会議

第25回会議議事要旨

令和2年9月15日（火）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会臨時会議 第25回会議

令和2年9月15日

13:30～14:40

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題1：BWRプラントの特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査の状況（報告）

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長、山形緊急事態対策監、児嶋総務課長、森下原子力規制企画課長、田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、渡邊安全規制調整官 他

○冒頭、更田委員長から、本日の審議及び資料は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、原子力規制委員会議事運営要領第7条及び第8条の規定に基づき非公開で開催し、資料を非公開にすることを確認し、出席した全委員が了解した。

(議題1：BWRプラントの特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査の状況(報告))

○原子力規制委員会は、BWRプラントの特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査の状況について、資料1に基づき原子力規制庁から報告を受けた。

○規制庁の報告に対して、各委員から以下の指摘がなされた。

(◆：委員からの指摘)

(更田委員長)

◆提案されている特定重大事故等対処施設をフィルタベントの代替と考えるのではなく、格納容器内雰囲気の冷却機能及び放出機能をそれぞれ多重化するものと捉え、その上で、厳しい状況を想定した場合でも、事故対処に必要な機能が維持され、施設全体として頑健性が確保されるかどうかを審査すべき。

(田中委員、伴委員)

◆設備構成の優位性の説明で、循環冷却設備を使用して原子炉格納容器内の圧力を下げても、水素爆発の防止のために最終的にはフィルタベント等を使用することが一見明らかでなく、何と何を比較しているのかわかりにくい。

○原子力規制庁は、本日の各委員からの指摘を踏まえて、あらためて原子力規制委員会に報告することとした。

文責：原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門